

# 第 97 期 報 告 書

平成 24 年 4 月 1 日 から  
平成 25 年 3 月 31 日 まで

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 計 算 書 類 に 係 る  
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本  
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本  
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

中越パルプ工業株式会社

# 事業報告 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

## 1. 企業集団および当社の現況

### (1) 企業集団の主要な事業内容 (平成25年3月31日現在)

区 分	主要な事業内容
紙・パルプ製造事業	一般洋紙、包装用紙、特殊紙、板紙及び加工品原紙、パルプの製造並びに販売
紙加工品製造事業	紙加工品の製造並びに販売
その他の事業	造林・緑化事業及び木材チップ、薬品の製造並びに販売、運送業、建設業、倉庫業、不動産管理等

### (2) 企業集団の主要な営業所および工場 (平成25年3月31日現在)

当 社	本 社	東京本社 (東京都中央区) 高岡本社 (富山県高岡市)
	支社・営業所	大阪営業支社 (大阪府大阪市) 福岡営業所 (福岡県福岡市) 名古屋営業所 (愛知県名古屋市) 北陸営業所 (富山県高岡市)
	工 場	川内工場 (鹿児島県薩摩川内市) 高岡工場 (富山県高岡市) 生産本部 二塚製造部 (富山県高岡市)
子 会 社	中越パッケージ株式会社	本社 (東京都中央区) 東京工場 (埼玉県上尾市) ほか6工場
	その他	株式会社文運堂 (東京都渋谷区) 三善製紙株式会社 (石川県金沢市) 中越物産株式会社 (鹿児島県薩摩川内市) 中越ロジスティクス株式会社 (富山県高岡市)

### (3) 企業集団の従業員の状況（平成25年3月31日現在）

#### ① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
紙・パルプ製造事業	884名	7名減
紙加工品製造事業	238名	4名減
その他の事業	592名	16名減
合 計	1,714名	27名減

#### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
828名	14名減	38.4才	17.0年

### (4) 重要な子会社の状況（平成25年3月31日現在）

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
三善製紙株式会社	102	100.0	洋紙の製造及び販売
中越パッケージ株式会社	194	100.0	紙袋・紙管・段ボール等の製造及び販売
株式会社文運堂	96	51.8	紙製品の製造及び販売
中越ロジスティクス株式会社	55	68.2	運送業及び紙加工業
中越テクノ株式会社	20	45.0	各種機械類の設計施工及び修理
中越緑化株式会社	58	84.4	造林緑化事業、木材チップ・薬品の製造及び販売
中越物産株式会社	80	78.3	運送業、造林緑化事業、木材チップ・薬品の製造及び販売、紙加工業
共友商事株式会社	10	37.6	保 險 代 理 業
共同エステート株式会社	40	30.4	不 動 産 管 理

- (注) 1. 資本金および出資比率の単位未満は切り捨てて表示しております。  
2. 前期重要な子会社であった鹿児島興産株式会社は、平成24年7月1日付にて中越物産株式会社を存続会社として合併いたしました。  
3. 平成25年3月15日、既取得分と合わせて発行済株式の79.2%を取得したことにより、中部紙工株式会社は当社の子会社となりました。

## 2. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、震災復興需要などの下支えにより、国内需要は緩やかな回復基調にあるものの、長期化する円高や、デフレの影響により、先行き不透明な状況で推移しました。新政権が打ち出した経済再生のための金融・財政政策の効果による円高是正などの影響により、一部に回復の兆しが見られますが、民間需要の回復など実体経済への波及には、なお時間を要するものと考えられます。

紙パルプ業界におきましては、ロンドンオリンピック開催、国政選挙関連などによる需要の増加、昨年末以降の急速な円安の進行による輸入紙流入の鈍化、それに伴う国内紙へのシフトなど需給動向に若干の変化は見られたものの、商業印刷、出版用途を中心とする需要の低迷など、不況による市場の停滞感は払拭されないまま推移しました。

このような状況の下、当社グループは、将来に亘り存続していく強い企業づくりを目的としたコスト削減対策「プラス30計画」の総仕上げの年として、計画の必達に向けた取り組みを強力に推進するとともに、営業部門の組織強化による販売量の復元に取り組んでまいりました。しかしながら販売価格のダウン、需要低迷による減販・減産、急激な円安の進行による原燃料価格の高騰などの影響により、収益は大幅に悪化しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は90,506百万円と前期に比べ10.1%の減収となりました。損益は、販売価格のダウン、減販・減産の影響により営業利益で258百万円と前期に比べ93.0%の減益、経常利益は380百万円と前期に比べ89.2%の減益となりました。当期純利益は249百万円と前期に比べ77.4%の減益となりました。

また、当期末の配当金は当初1株当たり3円としておりましたが、上記の業績を踏まえ、1株当たり1円に減配し、中間配当3円とあわせ年間4円とさせていただく予定です。

各事業部門別売上高及び利益の状況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	報 告 セ グ メ ン ト			そ の 他	合 計
	紙・パルプ製造事業	紙加工品製造事業	計		
外部顧客への売上高	74,801	11,849	86,650	3,856	90,506
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,809	437	4,247	13,470	17,718
計	78,611	12,286	90,897	17,326	108,224
セグメント利益又は損失 (△)	△226	148	△78	185	107

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

### ○紙・パルプ製造事業

品種別の状況は、次のとおりであります。

#### ・新聞用紙

新聞用紙の販売は、ロンドンオリンピック等のページ増加などの影響により数量・金額とも増加しました。

#### ・印刷用紙

印刷情報用紙の販売は、年度後半からの円安の影響により需給動向に回復の兆しが見られたものの、全般的に需要が低調に推移したことにより数量・金額とも大幅に減少しました。

#### ・包装用紙

包装用紙の販売は、国内需要が低迷するなか、拡販に努めたことにより前期並みの売上げを確保しました。

#### ・特殊紙・板紙及び加工品等

壁紙・カップ用原紙・板紙などの販売は、国内需要が低迷するなか、新規需要の開拓、拡販に努めたことにより前期並みの売上げを確保しました。

### ○紙加工品製造事業

紙加工品製造事業は国内需要の低迷により数量・金額とも減少しましたが、事業の最適化を行いコスト削減に努めた結果などにより増益となりました。

### ○その他の事業

運送事業、建設事業につきましては各工場の停止期間が重なったことなどもあり、低調に推移しました。

## (2) 資金調達の状況

当社グループは、資金の調達コストの低減とグループ内資金を機動的かつ有効に活用することを目的として、キャッシュ・マネジメント・システムを導入して一元管理を実施しております。

当期の設備投資等の所要資金は、自己資金、借入金にて充当いたしました。

(単位：百万円)

区 分	第97期(当期末)	第96期(前期末)	増 減
短期借入金	34,139	35,231	△1,091
長期借入金	15,399	14,611	787
社 債	6,000	6,000	—
合 計	55,538	55,842	△304

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

### (3) 設備投資の状況

当期の設備投資額は5,595百万円となりました。主な設備投資は次のとおりで、収益性の向上ならびに生産性を維持するための工事を行っております。

#### ① 当期中に完成した主要設備

高岡工場 3号回収ボイラ水管更新  
川内工場 6号回収ボイラ4次高温過熱器更新

#### ② 当期継続中の主要工事

高岡工場 パルプマシン新設

## 3. 企業集団および当社の財産および損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第97期(当期) (平成24年4月1日 平成25年3月31日)	第96期 (平成23年4月1日 平成24年3月31日)	第95期 (平成22年4月1日 平成23年3月31日)	第94期 (平成21年4月1日 平成22年3月31日)
売 上 高(百万円)	90,506	100,637	103,798	100,406
経 常 利 益(百万円)	380	3,515	1,698	1,741
当 期 純 利 益(百万円)	249	1,100	317	24
1株当たり当期純利益(円)	2.14	9.45	2.72	0.21
純 資 産(百万円)	49,781	50,198	49,664	50,246
総 資 産(百万円)	130,696	132,907	136,209	139,156

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

第94期は、世界的金融危機による景気後退に対して各国が打ち出した景気刺激策も効を奏さず、デフレ傾向が続くなか「低操業下でも収益の出せる企業体質の実現」を目指して、緊急収益対策、パルプ生産最大化工事推進に取り組みました。しかしながら、予想を超える販売数量減や売価ダウン、操業トラブル等の影響により、前期比減収減益となりました。

第95期は、IT化の急速な進展に伴って紙の需要構造が大きく転換するなか、パルプ生産最大化工事完成による投資効果の早期実現など、「低操業下でも利益の出せる企業体質の構築」に取り組みました。紙の需要は低調に推移しましたが、販売数量はおおむね横這いで推移し、売上高は前期に比べ増収となりました。しかしながら原燃料価格の再高騰、操業トラブルとそれに起因するエネルギー効率悪化等の影響により経常利益は減益となりましたが、固定資産除却損が大幅に減少したことなどにより当期純利益は前期に比べ増益となりました。

第96期は、川内工場8号抄紙機の停止、不採算品種からの撤退など、需要に見合う生産体制・効率的な操業体制の構築を推進しました。また連結経常利益50億円を確保できる企業体質構築を目指した「プラス30計画」を推進するとともに、当社独自の環境配慮型製品の拡販、包装用紙・印刷情報用紙を中心とする販売価格の復元に取り組みました。その結果、売上高は減収となりましたが、「プラス30計画」のコスト削減効果等により当期純利益は前期に比べ大幅な増益となりました。

第97期（当期）は、前記「2. (1) 事業の経過およびその成果」に記載したとおりであります。

## (2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第97期(当期) (平成24年4月1日 平成25年3月31日)	第96期 (平成23年4月1日 平成24年3月31日)	第95期 (平成22年4月1日 平成23年3月31日)	第94期 (平成21年4月1日 平成22年3月31日)
売 上 高(百万円)	77,153	86,922	89,232	86,290
経 常 損 益(百万円)	△140	3,404	1,518	953
当期純損益(百万円)	△44	1,366	699	△396
1株当たり当期純損益(円)	△0.38	11.74	6.01	△3.40
純 資 産(百万円)	46,575	47,278	46,477	46,678
総 資 産(百万円)	122,426	124,730	126,229	129,178

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

#### 4. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新政権が掲げる経済再生に向けた諸政策の実現により、輸出産業など一部業種での業況回復、また景気回復への期待感から株価が回復するなど、若干の明るい兆候が見られますが、海外景気の下振れリスク、雇用情勢の悪化、近隣諸国の政情不安、急速な円安による原燃料価格の高騰など、企業活動を行う上でのリスクは依然として払拭されない状況で推移すると見込まれます。

紙パルプ業界におきましては、円安による輸入紙流入の鈍化など需給動向の変化はあるものの、IT化による紙の需要構造の変化などにより市場規模はさらに縮小方向に向かい、メーカー間のシェア獲得競争はますます激しさを増すことが予想されます。

こうした状況の下、当社グループは厳しい市場競争に勝ち抜き、将来に亘り存続・発展する企業づくりを目指し、平成29年度を達成年度とする中長期成長戦略プラン「ネクストステージ50」を策定し、中越パルプグループの総力を挙げて取り組んでまいります。

##### (1) 中長期成長戦略プラン「ネクストステージ50」の取り組み

電子媒体へのシフト等による紙の需要構造の変化、少子・高齢化による内需の落ち込みなど、今後紙需要の拡大が見込めないなか、当社グループは既存事業の発展的深化と進化で独自性を高め、より存在感のある企業を目指して、連結売上高1,100億円、連結経常利益55億円の確保を目標とする「ネクストステージ50」の取り組みを強力に推進してまいります。

##### ① 生産品種の構造転換の推進

高級板紙系の加工原紙を当社の重要な戦略製品のひとつとして位置づけ、抄紙機の更新、販売促進部門新設により新規需要開拓と地産地消の促進に注力してまいります。また竹入紙、間伐材配合紙の製品ラインナップの拡充や、既設抄紙機の活用による壁紙など特殊紙分野の強化と生産品種の構造転換を推進してまいります。

##### ② 包装用紙生産と製袋事業の発展強化の取り組み

中国青島での製袋事業の推進とベトナムにおける製袋事業の展開など海外事業の積極的拡張計画の推進と、その早期実現に向けた取り組みを推進してまいります。

##### ③ エネルギー事業への参入

川内工場の立地条件と国産材の強い集荷基盤を活かした、木質バイオマス燃料発電設備、太陽光発電設備の新設によるエネルギー事業への参入を推進し、新しい収益基盤の確立に努めてまいります。

##### ④ コスト削減の取り組み

「プラス30計画」で築いた収益基盤をより強固なものとするため、生産体制の見直しも含め35億円/年を最終目標とする抜本的コスト削減対策を「ネクストステージ50」の重点項目として強力に推進してまいります。



## ⑤ パルプ高度利用化の取り組み

当社のコア技術である木質パルプに高機能を付与した新素材セルローズナノファイバーの研究開発を進めるとともに、優れた補強用素材としての製品化への取り組みを推進してまいります。

## (2) 企業文化の発信促進

当社は、地域に根ざし、共に歩む企業を目指し、かぐやの竹利用応援事業、企業の森づくり活動「中パの森」の取り組み、スポーツ支援を通じた地域貢献など、さまざまな社会貢献活動を積極的に展開してまいりました。今後も引き続き、地域社会、異業種等との交流を深めながら、積極的に当社の企業文化の発信に努めてまいります。「当社にしかできない」、「当社でなければならない」という「中パ」らしさの具現化に取り組みとともに、グローバル化していく社会のなかで、当社の存在感を高めるための活動を推進してまいります。

## (3) 安全、環境への取り組み

企業として存続する上で、環境への配慮は必要不可欠であります。「地域、行政との約束は絶対を守る。地域の皆さまに迷惑を掛けない。法令違反は絶対に犯さない。」これを守らなければ、企業として存続できないということを肝に銘じ、実効ある取り組みを継続してまいります。

また、完全無災害の達成に向け、協力会社を含め、安全が企業活動の基本であることを今一度確認し、“決めたことは必ず守る”“自分の身体は自分で守る”という意識を徹底させ、“不安全行為は断じて許さない”という強い姿勢で臨んでまいります。

## (4) 品質への取り組み

当社グループは、製品の開発段階から製造・販売にいたるまで安全性の確保と違法性の排除を最優先し「ものづくりのプロ」として、常にお客様に満足いただける製品の提供に全力を尽くしてまいります。

また「中paraしい」きめ細かな技術サービス・製品の提供など、お客様の立場に立ったサポートの充実に努めてまいります。

## (5) コンプライアンス（法令遵守）

企業活動を行う上で法令遵守は必要最低の条件であり、これが守られない場合には企業の存続が危ぶまれるという認識を全グループが共有することは勿論のこと、重大なコンプライアンス違反は絶対許さないという強い姿勢で厳正に対処してまいります。

今後とも、株主の皆さまのご期待にこたえるべく、企業価値の向上に向けて努力いたします所存でございますので、格別のご理解と一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	原 田 正 文	
専 務 取 締 役	加 藤 明 美	経営管理本部長、資源対策本部・内部監査室・東京事務所管掌
常 務 取 締 役	高 田 悟 司	営業管理本部長
常 務 取 締 役	菅 田 友 宣	生産本部長
取 締 役	姥 島 文 夫	洋紙板紙営業本部長
取 締 役	古 田 清 隆	社長室長
取 締 役	高 岸 伸	開発本部長兼開発部長
常 任 監 査 役	村 島 和 夫	(常勤)
監 査 役	平 戸 恭 一	
監 査 役	野 田 晃 子	公認会計士、株式会社レナウン社外監査役

(注) 1. 当期中の取締役の異動

平成24年6月27日就任

取締役 古田 清隆

取締役 高岸 伸

2. 監査役平戸恭一氏、監査役野田晃子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役平戸恭一氏は、当社の主要な取引先である、日本紙パルプ商事株式会社の相談役を兼職していたため（※平成24年7月1日退任）、東京証券取引所の定める独立役員には指定しておりません。しかしながら、長年に亘る企業経営と当業界における豊富な経験から、その専門的知見を活かして中立的な立場から監査役としての職務を果たしております。
4. 監査役野田晃子氏は、公認会計士として会計監査に長年に亘り携わっており、また、金融庁証券取引等監視委員会委員の要職に就かれた経験などから、財務および会計に関する幅広い相当程度の知見を有するものであります。また同氏につきましては、当社との間には特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないとして、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていると判断し、独立役員として届け出ております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取 締 役	7	162
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	34 (13)
合 計	10	196

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況および当社との関係

社外監査役平戸恭一氏は、日本紙パルプ商事株式会社の相談役を兼職しておりましたが平成24年7月1日退任により、現在重要な兼職の状況および当社との関係に該当する事項はありません。但し、日本紙パルプ商事株式会社と当社との間には紙等の主要な取引があり、同社は当社発行済株式の6.09%を保有しております。

社外監査役野田晃子氏は、株式会社レナウンの社外監査役であります。株式会社レナウンと当社の間には特別の利害関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### ア) 取締役会および監査役会への出席状況

地 位	氏 名	出席状況			
		取締役会		監査役会	
社 外 監査役	平戸 恭一	14回開催中 出 席 率	14回出席 100%	14回開催中 出 席 率	14回出席 100%
社 外 監査役	野田 晃子	14回開催中 出 席 率	14回出席 100%	14回開催中 出 席 率	14回出席 100%

## イ) 取締役会および監査役会における発言状況

・平戸恭一氏は取締役会においては、企業経営と当業界における豊富な知識と経験から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適宜指摘、助言を行っております。

監査役会においては、幅広い経営者としての視点から、当社の健全な企業活動のあり方について発言をし、監査役会としての意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を行っております。

・野田晃子氏は取締役会においては、長年に亘る公認会計士としての実務経験を活かし、当社の資産保全管理やグループ経営の状況について適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を行っております。

監査役会においては、専門的見地から適切な助言を行い、監査役会としての意思決定の妥当性、適正性を確保するための提言を行っております。

## 6. 会社の株式に関する事項 (平成25年3月31日現在)

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 450,000,000株           |
| (2) 発行済株式の総数    | 116,654,883株           |
|                 | (自己株式 94,243株含む)       |
| (3) 株主数         | 10,541名 (対前期末比 183名の増) |
| (4) 大株主 (上位10名) |                        |

株 主 名	持株数(千株)	持株比率 (%)
王子ホールディングス株式会社	10,539	9.04
日本紙パルプ商事株式会社	7,106	6.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,447	5.53
株式会社北陸銀行	5,735	4.92
新生紙パルプ商事株式会社	5,648	4.84
国際紙パルプ商事株式会社	5,341	4.58
株式会社みずほコーポレート銀行	4,013	3.44
農林中央金庫	4,013	3.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,955	3.39
三井住友海上火災保険株式会社	2,364	2.02

- (注) 1. 持株数の千株未満および持株比率の単位未満は切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 7. 主要な借入先（平成25年3月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
農林中央金庫	7,303
株式会社みずほコーポレート銀行	6,781
株式会社北陸銀行	5,488

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 8. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の会計監査人としての報酬等の額 35百万円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 41百万円

（注）当社および子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「情報システム診断によるシステム最適化方針案の策定支援」等を委託し、その対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 9. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、企業価値の発展のため内部統制システムの構築に真摯に取り組み、その構築へ向けた不断の努力によって倫理観を持った透明なコーポレートガバナンス（企業統治）の実現が図られるものと考えている。

ここに、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図るものとする。

## (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は、取締役の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令順守）があらゆる企業活動の前提条件であることを繰り返し各役職員に伝え、全取締役は、社内のあらゆる会議において自由な意見の交換と徹底した議論、実質的な論議を深めることを実践する。

監査役は、取締役会に出席して意見を表明するだけでなく、随時、経営トップをはじめ全取締役および使用人に対しヒアリング等行うことができる。これによって取締役の意思決定の適法性を検証し、監査機能の有効性および実効性を保証するものとする。

内部監査室は、当社およびグループ全体の運営に関しその遂行状況について、監査する権限を持ち、独自の立場で客観的にリスクの評価および業務プロセスの有効性の判断を行い、継続して内部統制システムの構築とコンプライアンスの推進を指導する。

当社は、「内部通報窓口」ならびに「目安箱」を設置するなど、法令順守のみならず、品質、安全、環境、人権、倫理といった様々な視点から当社グループのコーポレートガバナンスの確立を目指した体制を整え、経営トップおよび全取締役ならびにグループ会社全従業員が、実効ある内部統制システムの構築に向け継続して真摯に取り組んで行くこととする。

そのため、経営理念にコンプライアンスの徹底を第一義とし、その実現に向けた指針としてグループ企業行動憲章において全役職員がとるべき具体的行動を示している。特にコンプライアンスと企業倫理の観点からは、反社会的勢力に屈しない断固たる態度を貫くことを宣言しており、総務担当部門が中心となって警察等関係機関と連携を取りながら毅然とした対応を行っている。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の業務分掌規程に定める取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、官公庁への届出書類、稟議書、通達ならびに情報等については、文書管理規程に従い文書または電磁的記録媒体に記録し適切に保存および管理する。

取締役および監査役は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて閲覧することができる。

また、IT化の進展による情報管理の複雑化に伴い、セキュリティ管理の徹底を図るため情報システム取り扱いに関する行動指針を定め全役員に適用している。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の確立を図るため、内部統制委員会規程に基づき代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、経営トップと全取締役は、営業上のリスクを始め財務、情報セキュリティ、投資、製造、環境、法務、労務、購買といったそれぞれの部署において起こりうるリスクの監視、発見にあたるものとする。

また、これらリスクの発生を未然に防ぐ態勢を強化するとともに、発生したリスクに適切に対応できるようラインを通じて管理の徹底を図ることとする。

内部統制委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会で報告または審議を行い、その結果については、監査役会にて報告する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役と執行役員体制をもって意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、経営の客観性を高めるために社外監査役を2名置き、幅広い見識と先見力で経営の監視を受けている。

業務執行のマネジメントにおいて重要な経営判断が求められる事項については、取締役会規程および取締役会規程細則に定める意思決定ルールに従い、業務を遂行する。

日常の職務遂行については、職務分掌規程に基づき、各部門の責任者がその権限の範囲内で意思決定を行うものとする。

取締役会は、当社および当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

### (5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団の頂点に立つ親会社の経営トップと全取締役は、グループ全体の運営においてあらゆるステークホルダーに対し説明責任を負うことを認識している。

経営管理担当取締役は、グループの事業に関して責任を負う統括部門の責任者であり、個別企業の独立性を尊重しながらも、常に業務プロセスに関する法令順守体制やリスク管理を指導、モニタリングし、グループの各セグメントに対して横断的な管理を行うものとする。

当社取締役およびグループ各社の社長は、それぞれ業務の執行にあたり、その適正を確保するための内部統制を確立する権限と責任を有しており、監査役は、独自にまたは会計監査人と共同して当社および当社グループのリスク管理、コンプライアンス、財務の適正に関する事項等について内部監査を行い、その結果を監査役会で報告し、改善等の指導を行うものとする。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役は、その業務の遂行に必要なことがあれば常時、役員、使用人等に対して必要な情報の提出、説明の要請を行うことができ、取締役および使用人等は、その権限の行使を妨げることはできない。

また、監査役会は、財務部門から報告を受けるとともに会計監査人と期中協議を行い、会計面でアドバイスを受けている。

このようなことから監査役は、果たすべき監査業務を遂行しており、監査役会の招集事務、議事録の作成、その他の監査役会運営に関する事務など監査役を補助する役割については、監査役会規程において総務担当部門があたることとしているため、現在専属の使用人は配置していない。

**(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人は、監査役に対して職務の執行、当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項、経営の決議に関する事項について、取締役会および常務会等で監査役出席の下、審議、報告を行う体制としている。

監査役会規程において監査役は、必要に応じ監査役会において会計監査人または取締役若しくはその他の者から報告を受けることとしており、以下のような特別な事項に関する報告があった場合は、監査役会において調査の可否を検討する。

- ① 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実
- ② 取締役の職務遂行に関する不正行為
- ③ 取締役の法令、定款に違反する重大な事実

また、財務報告の信頼性確保のため資産の保全にあつては、相互チェック可能な形で正当な手続きと承認の下に行われるものとし、財務諸表作成にあつては、準拠すべき法令、企業会計原則など一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に留意して行われることとなっている。財務諸表の適正性については、ITを活用した検証が可能となっており、経営管理担当取締役を作成責任者として、取締役会の承認をもってその有効性を担保している。



**(8) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制**

監査役は、必要に応じ分担して当社と関連会社の監査を行い、トップマネジメントに対して指摘を行っている。

監査役は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、法令、定款、社内規則等の順守および業務執行状況、経営の透明性の保持状況、適時開示状況、諸リスクに対する内部統制状況、資産の保全管理状況、関連会社への指導状況、連結経営状況などの把握のため重要会議に出席している。そのほか、取締役との懇談、社内各部門への聴取および意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会いおよび監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、内部監査室と連携を取りながら企業集団の適切な意思疎通と経営の効率的な監査業務の遂行を図っている。

**10. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主価値と企業価値の持続的向上を目指し、業績の状況や企業体質の強化ならびに今後の事業展開等を勘案しながら十分な株主資本の水準を維持するとともに、株主各位に対する利益還元のための安定配当の実施を基本方針としております。

現段階において、経営責任の明確化と経営の透明性を確保するためにも株主総会において、剰余金の配当等の決議を踏ることが適切であると考えておりますので、当社は、定款に会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けておりません。

これからも株価の動向や財務状況を考慮しながら適切に対応してまいります。

連結貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>50,479</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>56,914</b>
現金及び預金	10,698	支払手形及び買掛金	13,859
受取手形及び売掛金	25,020	短期借入金	34,139
商品及び製品	6,834	1年内償還予定の社債	2,000
仕掛品	769	リース債務	44
原材料及び貯蔵品	5,672	未払法人税等	161
繰延税金資産	442	賞与引当金	425
その他	1,054	その他	6,284
貸倒引当金	△13	<b>固 定 負 債</b>	<b>24,000</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>80,217</b>	社 債	4,000
(有形固定資産)	(72,862)	長期借入金	15,399
建物及び構築物	20,824	リース債務	100
機械装置及び運搬具	41,947	退職給付引当金	4,204
土地	8,159	その他	296
建設仮勘定	1,340	<b>負 債 合 計</b>	<b>80,915</b>
その他	590	<b>純 資 産 の 部</b>	
(無形固定資産)	(316)	株 主 資 本	49,291
無形固定資産	316	資 本 金	17,259
(投資その他の資産)	(7,038)	資 本 剰 余 金	14,651
投資有価証券	5,171	利 益 剰 余 金	17,401
繰延税金資産	1,530	自 己 株 式	△21
その他	517	その他の包括利益累計額	489
貸倒引当金	△181	その他有価証券評価差額金	489
		少 数 株 主 持 分	0
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>49,781</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>130,696</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>130,696</b>

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		90,506
売 上 原 価		73,748
売 上 総 利 益		16,758
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,499
営 業 利 益		258
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	125	
雑 収 入	532	660
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	455	
雑 損 失	83	538
経 常 利 益		380
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	393	393
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	319	
特 別 退 職 金	20	
そ の 他	56	395
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		378
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	154	
法 人 税 等 調 整 額	△26	127
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		250
少 数 株 主 利 益	1	
当 期 純 利 益		249

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			少株持	数主分	純資産計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自株己式	株資合	株主本計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益			
平成24年4月1日残高	17,259	14,654	17,974	△43	49,845	275	28	304	49	50,198	
当連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当			△815		△815			-		△815	
当期純利益			249		249			-		249	
自己株式の取得				△0	△0			-		△0	
自己株式の処分		△9		22	13			-		13	
繰越利益剰余金からその他資本剰余金へ振替		6	△6		-			-		-	
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					-	213	△28	185	△49	136	
当連結会計年度中の変動額合計	-	△2	△573	22	△553	213	△28	185	△49	△417	
平成25年3月31日残高	17,259	14,651	17,401	△21	49,291	489	-	489	0	49,781	

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 注記表（連結）

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等）

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……9社

主要な連結子会社の名称

……………中越パッケージ㈱、㈱文運堂、三善製紙㈱

主要な非連結子会社の名称

……………中央紙工㈱、中部紙工㈱

中部紙工㈱につきましては、当連結会計年度に株式を取得したことにより子会社となっております。

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社7社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

（連結の範囲の重要な変更）

平成24年7月1日付で、当社の連結子会社である鹿児島興産株式会社は、当社の連結子会社である中越物産株式会社を存続会社とした吸収合併により解散したため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な会社等の名称

中央紙工㈱、中部紙工㈱

中部紙工㈱につきましては、当連結会計年度に株式を取得したことにより子会社となっております。

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

主として移動平均法による原価法

###### ②たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却は以下の方法を採用しております。

当社

本社（二塚製造部除く）……………定率法

川内工場・高岡工場・二塚製造部……………定額法

連結子会社……………主として定率法

（但し、当社の本社及び連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 4～12年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

###### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

売掛金・貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を発生時の連結会計年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

### (4) ヘッジ会計の方法

#### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引について、「金利スワップの特例処理」（金融商品に係る会計基準注解（注14））を適用しております。

#### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段……………為替予約及び通貨オプション  
ヘッジ対象……………原材料輸入による外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段……………金利スワップ  
ヘッジ対象……………借入金

#### ③ヘッジ方針

為替予約及び通貨オプションは、原材料の輸入による為替変動リスクをヘッジするために使用し、金利スワップは借入金に係る将来の金利変動リスクをヘッジするために使用しております。なお、実需の範囲内で為替予約等を、また、実際の借入元本の範囲内で金利スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約及び通貨オプションについて、ヘッジ手段とヘッジ対象の為替変動による相関関係によって有効性の検証を実施しております。

金利スワップについて、「金利スワップの特例処理」の適用要件を充足しておりますので、有効性の判定を省略しております。

### (5) 負ののれんの償却方法及び償却期間

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては5年の均等償却を行っております。

### (6) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜処理を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	8,978百万円	左記に対応する債務	
機械装置及び運搬具	4,018	短期借入金	2,600百万円
土地	2,906	長期借入金	1,750
合計	15,903	支払手形及び買掛金	28
		合計	4,378

2. 有形固定資産の減価償却累計額 228,926百万円

3. 保証債務

従業員（住宅融資）	54百万円
合計	54

4. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

当連結会計年度  
(平成25年3月31日)

受取手形	313百万円
支払手形	559 〃
設備関係支払手形	35 〃



(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式総数

普通株式 116,654,883株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成24年 6月27日	普通株式	465百万円	4円00銭	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日
平成24年 10月25日	普通株式	349百万円	3円00銭	平成24年 9月30日	平成24年 12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成25年 6月26日	普通株式	116百万円	利益剰余金	1円00銭	平成25年 3月31日	平成25年 6月27日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

427円08銭

2. 1株当たり当期純利益

2円14銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2)を参照してください。）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	10,698	10,698	—
(2) 受取手形及び売掛金	25,020	25,020	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,375	3,375	—
(4) 支払手形及び買掛金	(13,859)	(13,859)	—
(5) 短期借入金	(34,139)	(34,139)	—
(6) 長期借入金	(15,399)	(15,392)	(6)
(7) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記 (7) 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記 (6) 参照）

(注2) 時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額1,796百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。



損益計算書（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		77,153
売 上 原 価		62,772
売 上 総 利 益		14,381
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,627
営 業 損 失		246
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24	
受 取 配 当 金	146	
雑 収 入	451	623
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	453	
雑 損 失	65	518
経 常 損 失		140
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	393	393
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	305	
特 別 退 職 金	20	
そ の 他	1	326
税 引 前 当 期 純 損 失		74
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12	
法 人 税 等 調 整 額	△41	△29
当 期 純 損 失		44

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
平成24年4月1日残高	17,259	14,370	2	14,372	1,254	14,184	15,439
当期中の変動額							
特別償却準備金の取崩(△)				-		-	-
固定資産圧縮積立金の取崩(△)				-		-	-
剰余金の配当(△)				-		△815	△815
当期純損失(△)				-		△44	△44
自己株式の取得(△)				-		-	-
自己株式の処分			△9	△9		-	-
繰越利益剰余金からその他資本剰余金へ振替			6	6		△6	△6
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）				-		-	-
当期中の変動額合計	-	-	△2	△2	-	△866	△866
平成25年3月31日残高	17,259	14,370	-	14,370	1,254	13,318	14,572

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成24年4月1日残高	△43	47,028	221	28	249	47,278
当期中の変動額						
特別償却準備金の取崩(△)		-			-	-
固定資産圧縮積立金の取崩(△)		-			-	-
剰余金の配当(△)		△815			-	△815
当期純損失(△)		△44			-	△44
自己株式の取得(△)	△0	△0			-	△0
自己株式の処分	22	13			-	13
繰越利益剰余金からその他資本剰余金へ振替		-			-	-
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）		-	172	△28	144	144
当期中の変動額合計	22	△847	172	△28	144	△702
平成25年3月31日残高	△21	46,180	394	-	394	46,575

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

## (その他利益剰余金の内訳)

(単位：百万円)

	その他利益剰余金				
	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	その他 利益剰余金 合 計
平成24年4月1日残高	591	64	12,300	1,229	14,184
当期中の変動額					
特別償却準備金の取崩(△)	△116			116	-
固定資産圧縮積立金の取崩(△)		△0		0	-
剰余金の配当(△)				△815	△815
当期純損失(△)				△44	△44
自己株式の取得(△)					-
自己株式の処分					-
繰越利益剰余金からその他資本剰余金へ振替				△6	△6
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)					-
当期中の変動額合計	△116	△0	-	△749	△866
平成25年3月31日残高	474	63	12,300	479	13,318

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 注記表（個別）

### （重要な会計方針）

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券……………①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

た な 卸 資 産…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産…………… 本社（二塚製造部除く）は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。）

川内工場・高岡工場・二塚製造部は定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年 機械及び装置 4～12年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当事業年度の営業損失、経常損失および税引前当期純損失への影響は軽微であります。

無 形 固 定 資 産…………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに（リース資産を除く）ついては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

長 期 前 払 費 用…………… 定額法

リ ー ス 資 産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金…………… 売掛金・貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。



賞与引当金…………… 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を発生当事業年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

環境対策引当金…………… 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要額を計上しております。

#### 4. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引について、「金利スワップの特例処理」（金融商品に係る会計基準注解（注14））を適用しております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段……………為替予約及び通貨オプション  
ヘッジ対象……………原材料輸入による外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段……………金利スワップ  
ヘッジ対象……………借入金

##### (3) ヘッジ方針

為替予約及び通貨オプションは、原材料の輸入による為替変動リスクをヘッジするために使用し、金利スワップは借入金に係る将来の金利変動リスクをヘッジするために使用しております。

なお、実需の範囲内で為替予約等を、また、実際の借入元本の範囲内で金利スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約及び通貨オプションについて、ヘッジ手段とヘッジ対象の為替変動による相関関係によって有効性の検証を実施しております。

金利スワップについて、「金利スワップの特例処理」の適用要件を充足しておりますので、有効性の判定を省略しております。

#### 5. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建 物	7,321百万円	左記に対応する債務	
構 築 物	1,092	短期借入金	2,600百万円
機械及び装置	4,018	長期借入金	1,590
土 地	2,086	合 計	4,190
合 計	14,519		

2. 有形固定資産の減価償却累計額 213,196百万円

3. 保証債務

従業員(住宅融資)	54百万円
合 計	54

4. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	4,671百万円
長期金銭債権	77
短期金銭債務	3,547
長期金銭債務	1

5. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

当事業年度  
(平成25年3月31日)

支払手形 227百万円

設備関係支払手形 21 //

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引	売上高	4,044百万円
	仕入高	13,631
2. 関係会社との営業取引以外の取引高		590

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末の自己株式の種類及び株数

普通株式 94,243株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

繰越欠損金	11百万円
賞与引当金	82
その他	174
繰延税金資産合計	<u>267</u>

短期繰延税金資産の純額

267

(固定資産)

繰延税金資産

退職給付引当金	963百万円
繰越欠損金	340
土地売却益修正損	509
投資有価証券評価損	330
減損損失	150
ゴルフ会員権評価損	57
資産除去債務	54
その他	74
繰延税金資産小計	<u>2,480</u>
評価性引当額	<u>△1,146</u>
繰延税金資産合計	<u>1,334</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△207百万円
特別償却準備金	△276
固定資産圧縮積立金	△35
繰延税金負債合計	<u>△519</u>

長期繰延税金資産の純額

814

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	三善製紙 株式会社	(所有) 直接100%	資金の貸付	CMS短期 貸付金 貸付金受取 利息 (注)	23百万円  9百万円	短期 貸付金	1,444百万円

(注)取引条件は、中越パルプ工業株式会社グループのCMSに参加する企業相互間で余剰資金を融通するため、当社と参加会社である三善製紙株式会社との間で締結されたCMS基本契約書によります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 399円58銭
- 1株当たり当期純損失(△) △0円38銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月13日

中越パルプ工業株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 山崎 清孝 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 新島 敏也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中越パルプ工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中越パルプ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 5月13日

中越パルプ工業株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 山崎 清孝 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 新島 敏也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中越パルプ工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役全員が出席して監査役会を開催し、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、毎月定期的に監査役会を開催し、重要会議の議題についての意見交換を行うとともに各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、常務会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制、いわゆる「内部統制システム」に関し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について説明を求め、また、内部監査室の「業務月報（月次監査報告書）」等により定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。加えて、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても取締役等及び仰星監査法人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、その子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、また、その主要事業所に赴き、業務、財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、その職務の執行状況及び監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の経過報告を取締役等及び仰星監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月14日

中越パルプ工業株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 村島 和夫 ㊟

監査役 平戸 恭一 ㊟

監査役 野田 晃子 ㊟

(注) 監査役平戸恭一と監査役野田晃子は会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上







## 株 主 メ モ

### 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

### 株主総会

定時株主総会 毎年6月

### 基準日

定時株主総会の議決権 毎年3月31日

期末配当金 毎年3月31日

中間配当金 毎年9月30日

その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。

### 公告方法

電子公告により当社ホームページに掲載いたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

### 株主名簿管理人および特別口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

[各種お問合せ先]

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

[同取次窓口]

三井住友信託銀行株式会社全国各支店

### 単元株式数

1,000株

### 単元未満株式の買取請求受付場所

お取引の証券会社等へお申し出ください。

ただし、特別口座にて管理されている株主様は、上記特別口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

### 上場証券取引所

東京証券取引所第一部

## 中越パルプ工業株式会社 (証券コード 3877)

(お問合わせ先)

〒933-8533 富山県高岡市米島282

TEL 0766-26-2401 (代表)

ホームページ <http://www.chuetsu-pulp.co.jp/>